

ための委員会ではないんです。基本的にヒト受精胚をつくって研究することについてのガイドラインをつくる。そして、それに生殖補助医療という縛りがかかっているのは、そのような研究目的でヒト胚を作ることはある場合は認めてもいいだろうという考え方を、報告書がとったからです。生殖補助医療研究の目的であるから全部検討しろというのは、理論が逆だと思います。

**【長野安全対策官】** いずれにしましても、配偶子を単独で扱う研究というのは、そもそも検討の対象にするかどうかというご議論もありますし、その際、もし検討が必要で検討したほうがいいのかというのであれば、実際にどういうルールが必要かということも検討になるかと思いますが、まずは、今ご議論いただきたいのは、ヒト胚を作成・利用に関する研究ということでいただければと思います。

**【町野委員】** 配偶子についての議論がどこかで必要だということは、私もそれはそう思います。この問題が出てきたときというのは、何の規制もなく受精胚研究が行われてきたのじゃないかということから、議論が始まったという経緯がありますから、同じように、配偶子についても議論はやっぱりあつてしかるべきだろうと、その単独の研究についても。しかし、まず、今整理がされましたとおり、そっちの議論というのは、こっちが終わってからといいますか、それとは別のものとしてやっぱり議論をしなければいけないだろうというふうに思います。

**【笹月主査】** 結局、我々といいますか、吉村先生はどういうふうに感じられるかは知りませんが、認識の仕方が間違っていたということだと思うんですね。

**【吉村委員】** いや……

**【笹月主査】** それは、先生がおっしゃるのが間違いというんじゃないんです。私の認識の仕方が先生とは違っていたと。

**【吉村委員】** 私もこの中ポチの意味がよくわからない、はじめからわからなかったんですよ。一番はじめのときにも言ったんですけれども、胚をつくる研究をしていいと。この場合に、配偶子というのはだれからもらってきてもいいよということを言っているわけですよ。そういった研究というのがほんとしていいのかと思ったわけですよ。今、町野先生なんかがおっしゃっていたことを言うと、別に胚を作成しなくたって、今、余剰胚はあるわけですから、それで研究してもあまり進展を望めないと思います。どうして受精ができないのかという研究をしないと、生殖補助医療の向上には全くつながって

いかないわけですよ。

今の文科省の人のお話も、作成して利用の研究ですよということを言っているんですね。ですから、作成の研究ではないということが今言われているような感じがするんですね。

でも、この中にも書いてあるのは、生殖補助医療の研究における定義は、ヒト受精胚の作成を伴う研究やヒト受精胚の研究利用というようにして書いてあるわけですね。そうなりますと、今先生がおっしゃっている言い方になってくるわけであって、作成して利用する研究ということになります。作成は手段であって、利用が研究なんですよという言い方を町野先生たちはされているということなんですね。

**【笹月主査】** それと、もう1つは、やっぱり私は医学の立場から見ると、「生殖補助医療に資する」ということを非常に重く受けとめて、資するためには、精子、卵子、配偶子の研究も当然きちんとやらなければ資することにはならない。それから、以前議論したように、胎内に戻さない限りは、その研究は胎内に戻してはいけないのなら、決して生殖補助医療に資することにはならないじゃないかという、この入り口のところと出口のところの2つに対して、私はもう非常に疑問に思ったわけです。ですから、これまで混迷を極めてきたんですが、今の町野先生のお話のように、もう非常にドライにね。形式的ですよ、ですから。生殖補助医療に資する研究には認めますよというのは全く形式的であって、実際は資することにはならないわけですよ、それは、極端なことを言えば。

だからどうとうことはなくて、もう胚についてやりましょうということはそれで結構ですが、実際になぜこれまで混迷を極めたかということ、生殖補助医療に資する研究という、その資する研究の受けとめ方が違ったんじゃないかと思いますね。

**【木下委員】** お話のように、生殖補助医療技術の向上という意味では、当然、配偶子の研究は入るわけですが、ここで問題にすれば、配偶子の研究のガイドラインまでもつくらなくてはいけないということになります。このガイドラインをつくる趣旨は違うと思いますので、町野先生いわれたようにヒト胚の研究に限ることが、むしろ臨床にとってはいいのではないかなと思います。

**【笹月主査】** いかがでしょうか。

**【石原委員】** そうすると、先ほどの配偶子の保存というのも関係がないという話にな

るわけですね。当然、保存は胚から後という話になると思いますし。そうしますと、実際に配偶子を集めないこの研究はできないわけで、凍結するところまではこれに入らないという話になるので、プラクティカルにはどこから始まるのかよくわからなくなるという気がいたしますが、いかがでしょうか。

【吉村委員】 この胚研究も、一番の入手、未受精卵の入手というところには、これは凍結が入らないといけない。作成に関する研究がなかったら、これ、別に作成ということをやったわなくてもいいんじゃないか。今まである胚を使って、余剰胚を使ってこういった研究を続けていけばいいということに、私はなるような気がするんですね。だから、あえて言うんだったら、今までどおりやっていって、この委員会で議論しなくてもいいのではないかなというような感じがしちゃいますですね。

やっぱり受精のメカニズムをわからないとなると、作成に関しては、もし作成したものをを使って、要するに胚を研究するんだったら、あえて未受精卵の提供を受けなくても、患者さんに対してご迷惑をおかけしなくても、私はいいのではないかなというような感じはいたしますですね。

【中辻委員】 大分混乱していると思うんですが。ですから、作成を含む研究というのは、特別にガイドラインをつくって慎重にしなければいけない。だから、作成の研究ということの中には、作成をやる研究計画の中で卵子をどう入手して、精子をどう入手してということは、作成研究の中には含まれると思うんですよ。ただ、例えば、原始卵胞の中の卵胞細胞をどうやって成熟させるかとかいうことで完結する研究というのは、この中には入らない。ですから、配偶子の研究として完結する研究は入らないけれども、受精胚をつくるためにどう入手するかということは入ってきてしまう。

だから、問題は、笹月先生がおっしゃられることはわかるんです。普通に研究を考えれば、全体の大きな流れがあるんですが、ここはどうガイドラインで縛るかというところの議論ですね。ですから、實際上、この範囲を決めて、その後どういうことになるかって、私一番心配というか懸念があるのは、その範囲に外れた部分がどういうふうになっているかということによって、この範囲を外れたものは研究ができなくなるのか、あるいは、もっと楽に研究できるのかということによって、事態は全く変わってしまうんですね。

ただ、これは受精胚をわざわざ新しくつくって研究に使うということ、特別な場合

には許そうと。で、クローン胚とこれですけれども。だから、この中では、きっとかなり厳しい倫理審査になっていくということが予想されるわけですね。ですから、笹月先生がおっしゃるように、配偶子のほうの研究も含めるとすると、もしもそうってしまった場合には、配偶子の精子の形成の研究とか、卵子の発生の研究だけの部分はこの緩い審査にしましょうとかという話になっていかないといけなくなってしまうんですね。

ですから、研究全体の流れとして、一連つながっているということは確かにそうなんですけれども、ここは特別に今まで放置されていた部分をどう規制するかということだから、そこをどう限定するかという話で、実際上は、その外はどうなるかということは、私は非常に心配なことがあるから。

【笹月主査】 それはまた別の話になりまして。

ですから、結局、先生方が言われるのはおそらく総合科学技術会議が求めることだろうというふうな、私もそういう頭にして考えるとすれば、生殖補助医療というのは別こうありますね。あるいは、生殖補助医療に資する研究というのがこうあって。ところが、一方、ヒト胚というものが全く別のところから来て、ほんのちょっとだけ接点がある。その接点のところだけをやりましょう、その接点のところだけのガイドラインをつくりましょうと言われれば、まあ理解できますよね。そのかわり、それはもう生殖補助医療に資する研究ということからはちょっとほど遠いことになるけれども、もう非常にドライに考えれば、そういう、町野先生がおっしゃるのは、まあ理解はできますけれどもね。

ただ、我々は最初から、ほんとうに生殖補助医療に資する……せつかくヒトの胚を使った研究をしてよらしいというんだから、ほんとうに生殖補助医療に資する研究をするためにはどういうことをやらなければいけないのかというようなことを考えると、当然、精子とか卵子というようなこともやらなければいけないです。例えば、今一番問題になっているのは、放射線の中でも低線量——高い線量の放射線が有害であるということとはわかっていますけれど、普通に自然に我々が浴びる低線量の放射線がどういう影響を及ぼすのか、不妊ということにどういう影響を及ぼすのか。そうすると、低線量の放射線を当てた精子とか卵子を使った受精の研究とかいうのは、当然、生殖補助医療の研究のときに大事になってくるわけですね。そういうようなことも含めて、どうなのかなと思ったんですが、そういうことはもうやりません、ほんのかするところだけの部分をほ

んとうに厳密に規定して、そこの部分のガイドラインをつくりましょうというのであれば、またそれはそれで理解は……

【加藤委員】 この前、それで合意したんじゃないんですか。要は、極めてピンポイントのガイドラインを我々はつくるので、生殖補助医療全般についてのガイドラインとは全く無関係で、ともかく人工的に、例えば夫婦関係に全くない人の精子と卵子を使って、胚を使っても、それを着床させないという前提でできる研究の許される範囲とか入手方法だとかだけを決めようというので、今先生のおっしゃったことは全部排除していいんじゃないかと思えますけど。

【齋藤補佐】 申しわけございません。局長と審議官が退席いたしますので。

【大谷雇用均等・児童家庭局長】 白熱しているところを、どうも失礼します。このたび雇用均等・児童家庭局長を拝命した大谷でございます。どうぞよろしく申し上げます。ちょっと中座いたします。

【笹月主査】 どうぞよろしく申し上げます。

【村木大臣官房審議官】 審議官で参りました村木でございます。どうぞよろしく願いいいたします。

【笹月主査】 どうぞよろしく申し上げます。

【高木委員】 そうすると、例えば卵子を成熟させるという研究では、そこで終わってしまうということはまずないので、その次のステップがあるわけです。卵子を成熟させる研究はこのガイドラインには関係なく、成熟した卵を使って人工的に受精させるとなったとき、このガイドラインが効いてくる。そういう理解でいいんですか。

【徳永研究振興局長】 先ほどの「資する」という言葉自体の解釈にもなってくるんですが、一応総合科学技術会議の定義では、「受精胚の作成を伴う研究」と言っておりますから、今、その研究のプロセスの中で、全体として、ある段階で受精胚の作成を伴うということが予定されている限りは、それは、その段階に至るまでもすべてこれは受精胚の作成を伴う研究としてなると。ただ、そここのところの定義、考え方として、逆に、受精胚の作成を伴う研究といった場合に、その「伴う」ということの解釈も、これ、かなり日本語のような解釈で、いわば学術的な解釈をしているわけではありませぬので、そこで、逆に、「受精胚の作成を伴う」というのがいかなる意味であるのかどうか。それは、例えば、おっしゃるように、受精胚の作成を目的としないけれど、受精胚の作成を

伴う研究とか、受精胚の作成を伴わないんだけど受精胚の作成を目的とする研究とか、それはさまざまなことがあるわけで、そこは、要するに、ある意味で、逆に言うと、リジッドにここでやるのではなくて、むしろそれは議論していく中で、むしろそこは、逆に、ある意味では、そういう事柄があるけれど、後で規制レベルを考えたときに、やっぱりここまで規制をかけるのは酷だから、この部分は除くことにするという整理の仕方もあると思います。もちろん、スタートの段階できちっとしていくということも大切なことですが。正直言って、受精胚の作成を伴う研究と、受精胚の研究利用という、その2つが書いてあるわけでございまして、そここのところも問題。

それから、もう1つは、「生殖補助医療に資する」という言葉もありまして、結果的に資すればいいのかということと、それを目的とする研究というのは少し違っていて、研究者の頭の中に全然生殖補助医療のことが全く100%なくて、いや、結果的にそういう研究があって、だれかがその研究結果を使えばいい生殖補助医療になるという、そういうほんとうに純粹に結果的なものだけでもいいのか、あるいは、目的意識を持たなければいけないのかということもございまして、そこは、ある意味で、逆に、このご議論を深めていく中で、それはきちっと総合科学技術会議から与えられた宿題とすれば、少し、そういう意味では、例えば、総合科学技術会議の言い方としては、こういうヒト受精胚の作成を伴う研究やヒト受精胚の研究利用が生殖補助医療に貢献してきたという言い方をしてございまして、貢献というのは、目的とした研究なのか、結果的に利益をもたらした研究なのかよくわからない。ただ、非常に基本的には、あまり学術的な言葉というより、どちらかというといわば普通の日常会話的な用語で書いてありますので、そこは、ある意味で言うと、最初の段階できちっと定義をしていただいてスタートしながら、なおかつ、具体的な規制のあり方、ガイドラインを決めた段階で、やっぱりそこはおかしいからこの部分も入れようよとか、この部分はこういう規制だったら厳しいから排除しようよと、そこは少し審議の仕方、そこは結果的なところで少し行きつ戻りつがあっても、それは仕方がないのではないかと考えております。

**【高木委員】**      ということは、この会議でどこまでを範囲にするかということを決めればいいのかではないですか。

**【笹月主査】**      だから、その範囲がなかなか決まらない。

**【高木委員】**      だから、もともとの科学技術会議の意見がどうだというよりは、その範

囲をどういうふうにここでとらえるかを決めればいい。

【笹月主査】　そうですね。

【加藤委員】　で、この5項目以上増やす必要があるという意見は、今まで1つも出ていないのでしたよね。表現上、その5項目を4項目にしても差し支えないという意見は今まで出ましたけどね。

【笹月主査】　今のような議論をすることによって、私、町野先生が前々回からいろんなことをおっしゃったのが、いま一つ了解していなかったんだけど、きょうは割と……。我々はやっぱり生殖補助医療に資する研究ということが、非常にその生殖補助医療にほんとうに資するところを重く考えたものだから、戻さない研究が生殖補助医療に資するはずはないじゃないかという、そういうところから出発して議論をしたものだから、非常に混迷を極めたということなのですが、また、逆に、今度はスタートのところも、生殖補助医療にほんとうに資するのなら、精子、卵子のいろんな単独の研究も入ってこなければ資することにはならないじゃないかみたいなことになってしまうわけで、その辺を切り分けて、ほんとうにその接点として、もうドライに、生殖補助医療に資するとか云々ということはないに、生殖補助医療ということとどこかで接点がある、ほんのちょっとしたところだけでガイドラインをつくりましょうという、非常にドライに割り切って、受精胚の作成、取扱いというところに関してまずやりましょうというところをスタートとしてやりながら、少しずつ範囲を、今局長がおっしゃったように、行きつ戻りつしながら進めていけばと。

【町野委員】　ご理解いただけたようでありがとうございます。今まで理解されなかったもので、かなりがっかりきて、ディスカレッジされておりました。

1つ、「ドライ」と言われましたけれども、前回の議論でも申しましたとおり、私は着床させる研究についても議論するというのを、直ちに排除するつもりは全然ないわけです。きょうの配偶子研究もそうです。ただ、やっぱり何をここでしなければいけないか、そして、どの意味でしなければいけないかがわかっていないと、非常に議論が混乱するだろうということを申し上げているつもりです。

それから、もう1つの問題は、配偶子の保存は、それだけで完結する研究だったら、ここでのターゲットの問題とならないと思います。しかし、それで受精するだろうかという研究をやってみたとき、やっぱりそれはもう対象に入ると考えざるを得ないでしょ

うと。もし受精したとき、それをどうするのか。戻すわけではなくて、そのまま死滅させるわけですから。総合科学技術会議のこの意見書の書き方は、確かに作成しなければだめみたいに読めますけれども、作成を目的としたものも含めるというのがおそらく妥当な考え方ではないかと思えます。

**【笹月主査】** だから、そうですね。範囲を今決めて、方向というのと、またその……先生は、ここをはっきり理解しておかないと混迷を極めるであろうけれども、とにかくオーバーにでも言っている、最後にこれは削りましょう、これは削りましょうのほうが、私はいいいんじゃないかと思うんですね。

だけど、ちょっと言わせてもらえば、混迷を極めるから最初に明確にしましょうとおっしゃったんだけど、そうではなくて、精子、卵子の研究もここに1行入れておいて、そして、最後にはこれは削りましょうというほうが簡単なのではないんですか。先生の思考過程と、私が最初に申しましたように、生殖補助医療に資するという非常に大きなミッションを掲げたものが少しずれていたということで、最後にほんとうに総合科学技術会議から付託された中身が何なのかということで、そこを削ってフィニッシングタッチというところを加えてやれば、それでよろしいんじゃないんですか。

**【安達委員】** 私は、今の議論を踏まえてですけれども、配偶子の形成に関する研究というのは抜くべきだと思います。むしろ受精のメカニズムに関する研究の中に、今先生のおっしゃった趣旨は入りますので、それで4つでよろしいのではないかと思います。

**【笹月主査】** よろしいでしょうか。またこういうものも加えるべきだとか、あるいは、これはおかしいというのは、いつでもあれしていただいて、少し先へ進ませていただきます。

ここに4項目例示をするとして、その他ぐらいなことになろうかと思えますので、例示をしておくということで、別紙のディテールはもうおそらく必要ではないだろうということでもよろしいのではないかと思います。

それでは、少し時間があれですが、残りが少なくなりましたが、ヒト受精胚の作成・利用における禁止事項というところを少し議論したいと思いますが、これも事務局からご説明をお願いいたします。

**【長野安全対策官】** 資料3-3に基づきましてご説明申し上げます。

ヒト受精胚の作成・利用における禁止事項でございますが、最初にまず作成・利用し

た胚の取扱いの中で、胎内への移植、これにつきましては、一番最初のご議論でありましたように、作成・利用した胚の胎内への移植については行わないということとしてよいか。その際、その胎内というのは、ここで注意させていただきたいのですが、ヒト及び動物ということでもいいかということでございます。

それから、取扱い期間でございますが、胚の取扱い期間については、先ほど中辻委員からもお話ございましたけれども、受精後14日以内とし、14日以内であっても原始線条が形成された場合には利用しないとすることでよいかということで、14日間か、または原始線条が形成された場合のどちらか短いほうで切るという考え方でよいかということでございます。

その作成・利用した胚というのは、その途中段階も含めて凍結を認めるということとするのか、または、認めないということとするのか。その認める場合には、その凍結する目的というのをあらかじめ限定する必要があるのかということで、この限定するというのは、例えば、そもそも凍結保存に関する研究ですとか、そういった研究目的との関係で凍結することが必要な場合ということで限定する必要があるのか、それとも、貴重な胚を使うということですので、その胚をその次の機会のために保存するというのも含めて凍結ということ認めるのかどうかということもございますけれども、そういった意味で限定する必要があるのか。ある場合には、どのような目的に限定すべきかというふうにしてございます。

それから、胚を凍結する場合には、その凍結期間については、胚の全体の取扱い期間には算入しない。14日間なり原始線条が形成する場合ということで、その期間に算入しないこととしていいかということで整理させていただいております。

それから、もう1つですけれども、次のページになりますが、加えてはならない操作ということで、これにつきましては、既存の「遺伝子治療臨床研究に関する指針」の中で言われているのが、「人の生殖細胞又は胚の遺伝子改変をもたらすおそれのある遺伝子治療臨床は、行ってはならない」というふうにされておまして、こういったことから、生殖補助医療において、その医療の行為において行われるということは想定されないうらうと。そのため、今回の研究においても作成・利用する胚への遺伝子操作は行ってはならないということとしてよいかというものでございます。

一方、遺伝子操作そのものではありませんが、遺伝子改変のおそれのあるということ

で、通常医療では行われないと考えられますが、胚への紫外線やX線等の照射等遺伝子  
改変のおそれのある物理的操作ですとか化学的操作については、行わないというふうに  
してよいのか。または、そもそも環境影響の評価ということで、X線等の照射、どれぐ  
らいの照射の場合にどういった影響があるかといった研究というのがもし考えられれば、  
そういったものについては認めるといったことという考えはあるのか。そういった論点  
の整理とさせていただいております。

その後、そのほかにまた追加すべき事項はないかということで認めさせていただいて  
おります。

以上です。

【加藤委員】 これ、凍結したものは、14日という規制ではなくなるんですね。時効  
になるんですね、いわば。

【長野安全対策官】 凍結の期間は14日には含めないということでもいいかと思えます。

【中辻委員】 コメントしてよろしいでしょうか。

【笹月主査】 どうぞ。

【中辻委員】 凍結する目的というのは、凍結保存の目的以外にも想定され得るものと  
しては、ある段階の胚を凍結して、それを解析する。その場で連続的に解析するのが困  
難な場合に、一応凍結して、それが別な場所で解析されたりというときの運搬なり、違  
う施設にとかというときのために、研究目的のために凍結して、一たんそれを止めれる  
ためには必要だという気はします、凍結に関しては。当然、それは14日に含まれない  
んですが。

それから、遺伝子操作に関しては、倫理的なこれを禁止する目的というのは、遺伝子  
変化したような生殖細胞なり人が誕生することを禁止しようとするものですから、例え  
ば、1週間、研究期間の中である遺伝子の発現を抑えるようなRNA干渉ベクターを入  
れて、遺伝子を抑えるときにどういうふうな変化が起きるかという研究は当然あり得る  
わけで、その滅失させることが決まっている研究の中で遺伝子に操作を行って何が起き  
るかということ調べる研究は当然あり得て、それは人間を誕生させるものではないと  
いうことでもありますし、X線のこともそうだと思います。

【笹月主査】 もしそう言っちゃうと、今度は、逆に、もう何でもありみたいになっ  
ちゃいますよね。要するに、14日以内でもう死滅させるわけなので、遺伝子異常が起こ

ろうが、何が起ころうが、そういう奇妙な生物をつくることにはならないのでという、それがもう14日という大前提があるので。

【中辻委員】 14日以内に完結して、合理的な目的があるような遺伝子改変なり、いろんなことがプロポーズされるわけですね。それが、生殖補助医療に資するときには、もちろん全般的にある科学の発展に資することは当然資するべきでしょうから、そういうことのために必要な研究だと認められた場合に、それでやってはいけないという理由があり得るかということですよ。

【笹月主査】 そう、これはもう生殖補助医療に資するというところでくくりがあるわけですよ。

【中辻委員】 そう、別に何か遊びでこういうことをやってみるとかということが、その審査に通るはずはありませんので、それは合理的な目的のためにはそういうこともあり得るから、それを一律に遺伝子操作を禁止しておけば、そういうことは全くできなくなってしまうわけですね。

【笹月主査】 だから、合理的な目的というのが、つまり、サイエンティフィックには合理的であっても、あるいは重要であるとみんなが認めても、それが生殖補助医療に資するという明確な道筋がなければ、やっぱりだめですね。

【中辻委員】 当然ですよ。ヒト胚をつくって研究するという事は、この場合、特別に生殖補助医療に資する面があるからということですから。

【笹月主査】 生殖以外の研究は認めませんという大前提があるわけですからね。だから、幾ら科学的に合理性があっても、それはだめですよ。

【中辻委員】 だから、この中に遺伝子操作を入れておいてしまえば、実際、生殖補助医療に資するような研究を遺伝子操作であり得て、起こるといことが当然必要になってきたときにもできなくなってしまうので、それは禁止事項に入れるべきではないという意見です。

【笹月主査】 いかがでしょうか。

【高木委員】 遺伝子操作というところで、胚の遺伝子改変をもたらすおそれのある遺伝子治療研究は行ってはならないというのは、例えば、ある改変を行ってみると着床能力が増すなども胚の遺伝子改変にあたるので、やってはいけないということになるわけですかね。

【笹月主査】 要するに、遺伝子改変をしたものが、遺伝子治療という場合には、もちろんほんとうに医療ですから、実験ではなく。だから、あの遺伝子治療の指針では、胚に遺伝子操作を加えてはいけないということになるわけですね。

だから、中辻先生の主張を、例えばサポートするとすれば、これは遺伝子治療ではないので、しかも14日で死滅させるのでと言えば、向こうの今度は例外措置としてほんとうに合理的であれば通用するかもしれませんがね。

【中辻委員】 はい、そうですね。この2番目にある「加えてはならない操作」の文章というのは、最後は遺伝子治療臨床研究となっています。臨床研究にそれをやるのは危険だけでも、これは臨床研究ではないわけです。

臨床研究というのは、要するに、実際生きている人間に至る可能性を持った研究のことです。

【笹月主査】 そうです。

【加藤委員】 やっぱり中辻先生の意見だと、凍結はオーケーであると。それから、遺伝子操作もオーケーであると。それから、X線照射等もオーケーであるから、一切それについて規制する必要はないと、そういうことですね。

【中辻委員】 そうですね、包括的に禁止するべきではないということです。

【加藤委員】 わかりました。

【笹月主査】 いかがでしょうか。

【石原委員】 前半の作成・利用した胚の取扱いについての1)の部分、それから2)の部分というのは、はっきり言って、あんまり議論の余地はないと思うんですね。つまり、要するに……

【笹月主査】 どの部分ですか。

【石原委員】 (1)のうちの1)、2)です。つまり、1枚目の紙の部分については、「胎内への移植については行わないこととしてよいか」というのは、行ってはいけないと言っているわけですから、これはいけないわけですね。その14日以内ということも、既に言われているわけですから、これを変えるというのはできないと思いますね。

それから、あと、凍結の話というのは、これは凍結をしなければ研究ができないと思いますので、凍結は認めないというわけにはいかないと思います。当然、凍結期間は取扱い期間には算入してはできませんからできないわけなので、ここの中で議論があり得

るとすると、目的を限定するかどうかという③のところだけだと思うんですが、目的をどのように限定するかというのを決められると思えないので、やはり問題の焦点は、この2枚目の「加えてはならない操作」というところを入れるか入れないかというところ、そこを議論すればよろしいのではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

【笹月主査】 いや、そうなんです。だから、そこを議論しているんですね。

【石原委員】 それでいきますと、今中辻先生がおっしゃいましたように、特定したものを、包括的なものは何も決めない、何も述べないというのが一番簡単であることは事実だと思います。仮に、じゃあ、何をだめと入れるかという、これを入れるのが非常に難しいのではないかと私は思うんですが。

【笹月主査】 そう言えるかどうか。例えば、胚は人の萌芽であって、その尊厳を尊重しなければいけないというわけだから、それに放射線を当てて殺しちゃっていいのかとか、いろんな問題が出てくると思いますね。だから、どういうことをほんとうに禁止事項とするのか、やっぱり厳密に考えて、何でもやってよろしい、14日で死滅させるんだから何でもやってよろしいということにはならないんじゃないですか。

【中辻委員】 それでも、その放射線を当てる研究というのは、多分、どの程度の線量の放射線が当たったときに、例えば、胚の染色体がどれぐらいの異常を起こすかというふうな研究が想定されるわけですね。それは、やはり胚というものがどれぐらいのリスクを低線量で負っているかという研究で、まさにこれは意味のある合理的な研究だと思うんです。

それと、先生がおっしゃった、人の萌芽に関して、私、多分、多くの人と意見が違うような気がするんですけど、人の萌芽というのは、人になり得る可能性を持った萌芽なわけですね。これ以上言わないほうがいいかもしれませんが、つまり、これは人にはしないことが確定しているものですよね。ということで……

【笹月主査】 可能性を持っているものとしての受精胚を尊重、尊厳をあれしましょうということでしょう。だから、そうしたらね……

【中辻委員】 それを扱うだけの、そういうことをやるだけの意味があるかどうかは、多分どこかで審査することになるわけですね。ですから、胚を、ある意味ではダメージを与えるような実験が計画されていて、それがそれだけやる意味がある、それだけの合理的な理由があるかどうか。この場合は、生殖補助医療に資するというふうなことが

あるのかどうかということがどこかで審査が行われて、十分そういう理由があれば許されることもあり得るんだと私は思うんです。それを包括的に禁止するというにしましてしまうと、それは世界の研究の発展の中で、何かそういうことが必要になったときにでもそれはできないということになってしまうということです。

【笹月主査】 いかがでしょうか。

【鈴木委員】 すみません、先ほどの議論とも多分ちょっと関連はあると思うんですけども、例えば、今の中辻委員のお話のイメージだと、流れとして、これは、だから、今のは余剰胚を使った研究の話をしているわけではないわけですよ。わざわざ、例えばX線なりとか、例えば放射線にですけれども、それを当てる研究をしますと言って申請をして、だれかから精子と卵子を持ってきて胚をつくりますと、そういう研究になるということですよ。町野委員、そういうことですよ。

【中辻委員】 それがあり得れば。

【鈴木委員】 まあ、あり得るかどうかは別としても、流れとしてはそういうお話になる。それはあまりにとっぴな話ではというのがとりあえずの印象ですということだけ申し上げたいんですけども。流れとしてはそういう理解でよろしいんですよ、町野委員。

【町野委員】 すみません。あんまりよくフォローできていないんですが、そう思います。

【鈴木委員】 すいません、もう1つ。もしどなたかがご存じでしたら教えていただきたいんです。たしかフランスなり、外国の法律の中には、2週間という期限があっても、間接実験のみというふうに限定している国もあったと思うんですね。一切の操作を加えないというふうにしている国もあったかと思います。つまり、だから、2週間という期限の中で、どういう研究ならまず作成していいのかということは、もちろんもっと話し合わなければいけないわけですけども、じゃあ、その2週間の中で何をしていいかという、今、話になっているわけですよ。

【笹月主査】 なかなかその何をしていいかというのは難しいですので、何をやっぱりしてはいけないかということ……

【鈴木委員】 とりあえず、今、禁止という形でお話が進んでいるわけですけども、私はやはりある程度の禁止事項ということはあると思いますし、仮に、例えば観察のみ

という選択も別になくはないというふうに思っています。仮に、だから、放射線なり、そういったことも遺伝子改変までつながることをやっていいというのであれば、それがなぜいいのか、もう少し報告書なり、まとまるときでもいいのかもしれないんですけども、それなりの根拠が必要であろうというふうに思います。

【石原委員】 さっきも申し上げたんですけど、ですから、中辻先生がおっしゃったように、何もしないとするか、あるいは、ほとんど何もやってはいけないというふうにするのは簡単なんですけど、これはいいとか、これは悪いとかいうのを一つ一つ書き並べるのは、現実問題として非常に難しい、あるいは、5年、10年先何が起こるかかわからない。つまり、個別審査という形にせざるを得ないようなお話を、今、この加えてはならない操作として現時点で決めようとしているんじゃないかという印象を僕は非常に強く持つんですが、現実にもうやっつて、例えば、この1番、2番、3番、この3つはだめというのをつくった場合に、それでほんとうに妥当性があるのかという評価が可能なんですか、もし仮に何かつくった場合。放射線はいけない、あるいは、化学物質はいけない、そういう決め方というのはあり得るんでしょうか、そもそも。

【中辻委員】 ちょっと話しすぎですけども、今、鈴木委員がおっしゃった部分は、すごく根本的なところに関係していると思うんです。今おっしゃったのは、多分、フランスなり、そういう国で、それはカソリックの考え方で、受精胚から人となると。バチカンの考え、ローマ法王庁の考えでは、受精胚から冒すべからざるものだということ。で、その影響を受けたカソリックの影響が強い国で、宗教的な背景のもとに、つまり、余剰胚とかあるにも関わらず、とにかく胚の存在そのものが神聖な部分があるから、それを限定していこうということですね。

ただ、気をつけていただきたいのは、それは彼らは、その後もローマ法王庁は非常に論理的に考えていて、だから、余剰胚をつくってはいけないと言っているわけですね。ですから、受精後の着床を妨げる避妊は禁止。そして、胎外受精したものはすべて母胎に戻さなければいけないというので一貫性をとっているわけですね。もし受精胚というものをそれだけ尊重するのであれば、そうせざるを得ないわけですね。それは、ただ、現実にはそれは不妊治療を受けている女性に多大の負担をかけることになっていて、裕福なイタリアの女性は、ヨーロッパのほかの国に行って不妊治療を受けているわけですね。

だから、そういうのを日本で、もうその考えに立つのかどうか。そうではなくて、やはり年間5,000個以上余剰胚が廃棄されている現実の中で、胚というものの自体にある尊厳を与えるのか、それとも、それではないようなプラグマティズムにするのかということだと思っんです。

【加藤委員】 今ここであんまり哲学的な選択をする必要はないんで、ともかくガイドラインではこの放射線だとか化学物質については一切触れる必要はない、そういうのでいいんじゃないですか。

【石原委員】 私も賛成です。書けないと思っんですね、実際にガイドラインは。

【笹月主査】 いかがですか。

【鈴木委員】 では、そもそもこの報告書の研究、これは吉村班の研究ですけれども、遺伝子改変が起り得る研究を行ってはいけないというのが一体どこから出てきたのかというふうに今思っっていて、もともと、今読んでみますと、最も尊厳をもって保護しなければならないものが遺伝的資質であるゆえに、遺伝子改変が起り得る研究を行ってはいけないというふうに、この報告では、という文脈にはなっっていたんですけども。

私、これもちょっとうる覚えなんですけど、遺伝子改変が起り得る研究を避けるというのは、ほかのところの報告書でも読んだような記憶はあるんですけど、ないですかね。

【中辻委員】 人になり得る可能性を持った場合ではないんですか。

【鈴木委員】 つまり、子宮に戻すこともあり得るといっときはいっことですか。

【笹月主査】 他の委員の方、どなたかご意見ありますか。

【高木委員】 中辻委員の意見もわかりますが、そこまで言っってしまうと、最初から指針を全部変えなくてはいけないことになるので、そうではなくて、この状態でどうするかを考えるべき。それぞれの操作について言及するのではなく適宜そのときに提出されてきたものを審査してゆくしかない。

【笹月主査】 どうぞ。

【後藤委員】 例えば、受精胚を分割するとか、そういうことについてはいかがなんでしょうか。実際、ある程度の卵割して、あるところで分割するとか、それから、一部を取っしておくとか、そういうような再生医療の問題もあるんですけど、その辺については許される……

【吉村委員】 それは、特定胚指針で禁止されていますから、それを変えない限り無理

ですから、できないということです。

【町野委員】 それは、受精胚クローンの定義の中に入ります。それは、先生が言われたように、禁止されています。

【後藤委員】 例えば、最近言われているのは、自分の将来の再生医療に取っておくというような、そういう発想もありますけど、それも禁止されている。

【吉村委員】 そうですね。かなり生殖医療にはそれは貢献すると思うんですけども、特定胚指針で国で禁止されていますので、それはできないということになります。

【笹月主査】 いかがでしょうか、その禁止事項ということで。今、分割してはいけないというようなのが1つ出てきましたが、少し考えていただきますかね。この場でもう何もあれしません、もう何でもいいですというのではなくて。

【徳永研究振興局長】 やはり考え方として、このことについては、もともと人クローン技術の規制に関する法律の中でもさまざま、将来の法規制ということまで言及して言われているわけでございます。あくまで我々はガイドラインという形でご審議いただいておりますのは、そういった細かいことについては、むしろ立法という形式よりも、各専門の先生方のご見識、それから、その時代時代の状況の中で適宜変えていくということに、まさにこういうところでガイドラインをつくる意味があるわけで、このガイドラインをつくる委員会で、中身は大変だから何も決めないということにすれば、それはもう逆に法律で決めていただくということになってしまいますので、ここはぜひきちっと一個一個の操作について、だめなものはだめだという形でご審議いただきたいと思えますし、そういったことはそのときのさまざまな状況の中で臨機応変に変えられるということであるからこそガイドラインで決めているわけで、そういったことについて一定の期間、社会の発展があるから云々ということであれば、それは、逆に言うと、きちっと法律で大枠を決めましょうということにほとんど等しいんだと思っております。ぜひそこはこのガイドラインに委ねられたということの意味については、重く受けとめていただきたいと思っております。

【笹月主査】 ですから、きょう、もう一気に、何でもいいです、これはやめておきましょうではなくて、いろいろやっぱり考えてみる必要があると思っておりますので、この禁止事項はもう何もありませんというのではなくて、少し時間を置いて、次回また議論することにしていきたいと思います。

【高木委員】 それならば、どういうものがあるのかを挙げてもらわないと、漠然と私たちにそれを投げられても……

【笹月主査】 いやいや、それでそこに出たわけですよ。遺伝子操作、あるいはX線、紫外線。

【高木委員】 X線、紫外線、さらに化学物質。それはどういう化学物質なのか、どれがいい、悪いなど……

【笹月主査】 いえいえ、そういうことではなくて、これは例示として出されたわけで、このように、何が禁止事項でありましょうかというのがきょうの議論のあれだったわけです。先ほどのように、特定胚のところでは禁止されていますという話もありましたけれども、そういうことだって、ここでやっぱり出てくるべき項目なわけですよ。ですから、禁止事項はもうやめにしなさいというのではなくて、もう一回次回にその禁止事項については検討するというにいたしましょう。

【町野委員】 先ほどの局長さんのお話のようなものでもないように思います。

分割胚を認めるかどうかとは、これは「指針」と言っても法令のうちの一つですから、こちらのガイドラインで変更するわけにはいきません。それは議論することは自由ですが、法令を変えるということは話は別です。

もう1つの問題は、先ほどの操作についての遺伝子改変を伴うものについてですね。これ、何も規制すべきでないと言っているわけではなくて、これをガイドラインの中で最初から禁止してしまうのは妥当か、それぞれの倫理委員会でやっぱり検討して決めるという余地を残すべきではないかと、そういうご議論なわけですから、完全に何もかも自由にしろというわけではない。

【笹月主査】 そんなことは言ってないです。ここでは何も言わずに、機関の何とかに任せましょうというのがさっきの意見です。

【町野委員】 ですから、その機関のほうが禁止するかどうかの決定をすべきだということ。もちろん、その前に議論はしておく必要はあるだろうと思いますし、先ほどのご議論にありますように、「人の生命の萌芽」という非常に不幸な表現がとられているために、かなり議論が複雑になっております。それでやっぱり少し考えなければいけない。ここで議論はしておかないと、それぞれの倫理委員会で議論するときに、やはりそれは難しい問題があるだろう。それはそうだろうと思いますけれども、ここで何も禁止

の中に、ガイドラインの中に入れなければならないということではないと思います。

【笹月主査】 まあ、そんなことは言ってないと思いますが。

それと、ここではやめにして、各IRBに任せましょうというのと、これはまた錯綜して……

【加藤委員】 最終的には大体実質的な規制は何も書かないで、放射線を当てるだとか、化学物質の操作を与えるとかの操作については、人間の尊厳に配慮して十分慎重に行われ、なおかつ、何とか審査委員会で審査されることが望ましいとか、ねばならないとか、そういういわば空ぜりふを入れておいて、さもガイドラインの手抜きをしたという印象にならないようにするということは、これはできると思うんですよ。

【笹月主査】 いや、だけど、そうしますと、Aという機関ではオーケー、Bという機関ではノーということでもよろしいのかということになりますね、そういうことは。

【加藤委員】 それは場合場合で、研究の目的……実質的な審査は研究の目的にとって適切であるかどうかということだけだと思うんですよ。それはケース・バイ・ケースで違いが出てくることはあると思いますよ。

【笹月主査】 そういうことも含めて、次回によく考えましょう。

ちょっと時間がなくなりましたが、中辻先生、さっきの、いわゆる生殖補助医療に資する研究と、先生の言う科学的に合理的なものというものの分け方、このあたり、いつも最後まで議論しなければいけない大事なところだと思いますので、もうあと5分しかありませんので、ちよつともう一回。そこがちよつと、さっき……

【中辻委員】 特に大したことは言っていないで、つまり、科学的な合理性があるというのは、当然どんな研究計画でも必要ですね。ただ、この場合はもっと強い要請があると思うんですね。それは、さっき鈴木委員がおっしゃったように、ヒト胚を新たにつくってやる必然性、余剰胚ではなくて、新たにつくった胚に対して行う研究だという、それでなければできないというふうな必要性で、しかも、生殖補助医療に資するというところまで限定されていきますから、実際、私、どんな研究が許可しうるのかわかりません。実際にはないのかもしれない。

ただ、それを包括的に禁止しておくということになってしまえば、ガイドラインはフレキシブルだとおっしゃいますけど、ガイドラインを変えるには2年ぐらいかかるわけですよ。で、だれかすばらしいアイデアを見つけたり、これでウィルスベクターで、

これを入れてこういうことをすれば不妊治療とか何とかが解決するというような研究を思いつくかもしれないわけですよ。そういったときに、それが2年間日本ではできないということになってしまうというのは、あまりにも限定的すぎるのではないかと思うんですね。

ですから、加藤委員がおっしゃったように、ある意味では、胚に対してダメージなり、ストレスなり、そういうことを与えるような研究に関しては、十分な合理性と、必然性と、新たな胚をつくって行う必然性まで含めて、あることが説明されない限り許可できないとか、そのことを入れておけば、それはクリアできると思うんです。

【笹月主査】 なかなか難しい問題をたくさん含んでいますので、はい、これはオーケー、これはノーとか、なかなかいかないわけで、少し時間がかかるとは思いますけど、もう少し議論と。

それと、次回のことが、例えば、10月30日とか何とか予定が言われていますけど、あんまり時間を置くと、また最初からやらなければいけないみたいなことにもなるので、もう少し期間を詰めてというのはどうですか。

【高木委員】 堂々めぐりのような感じがありますね。

【笹月主査】 あまり期間を置くと、前回の生々しい議論を忘れちゃって、また蒸し返しで。

【高木委員】 全く前に進んでいないような。

【長野安全対策官】 おっしゃるとおりで、できるだけ期間は短めにしよう。今回も努力したんですが、なかなか先生方の日程調整が合わなくて……。

【加藤委員】 じゃあ、今度で全部終わりにするという目標にしたらどうですか。

【笹月主査】 そうはいきませんわな。

何かディテールではなくて、プリンシプルに関してきょう出た項目について、ちょっとまとめて、メールで皆さんに送っていただけますか。プリンシプルに関してね。

【長野安全対策官】 それで、きょう先生方のご意見を、論点をまとめた形で、全体の原則的なところですね。

【笹月主査】 ええ、あまりディテールは必要ありませんから、プリンシプルに関してどうかということをおね。

そうしますと、一応事務局できょう議論いただいたことのプリンシプルのところをま

とめていただいて、委員に送っていただいて、そして、少しやりとりをしてということ  
をいたしましょう。そして、次回、こういう項目について議論をするということその  
時点で決めて、それで時間の、もう日程はフィックスされていますか。

【根本補佐】 次回でございますが、10月30日の3時から5時ということで予定を  
させていただいておりますが、会場などはまだお知らせ申し上げたいと思います。なか  
なか先生方のご都合が合わなくて、10月30日ということになってございます。

【笹月主査】 それはそれでやむを得ませんか。どうなんですか。これはひとえに委  
員が一番集まれる日がそこだという、そういうことですか。

【根本補佐】 ええ、会議の開催の条件といたしまして、定足数というのがございま  
して、定足数がそろそろご都合を全部そろえますと、どうしてもその日になってしまうとい  
うことがございまして、やむを得ないという状況はございます。

【笹月主査】 そうすると、メールでのやりとりで、プリンシプルに関するメールのや  
りとりということでリプレースしようという。

【長野安全対策官】 ぜひ生々しい議論をずっと先生方にご記憶いただくためにも、途  
中段階でフィードバックしながらご相談いただきたいと思います。

【高木委員】 フィードバックが少しずつ進んでいけばいいけれど、毎回前回の議論に  
戻っているような気がします。

【笹月主査】 私としてはそうですけど、議論の深まりは、やむを得ないと思います。  
お忙しいところ、どうもありがとうございました。

— 了 —